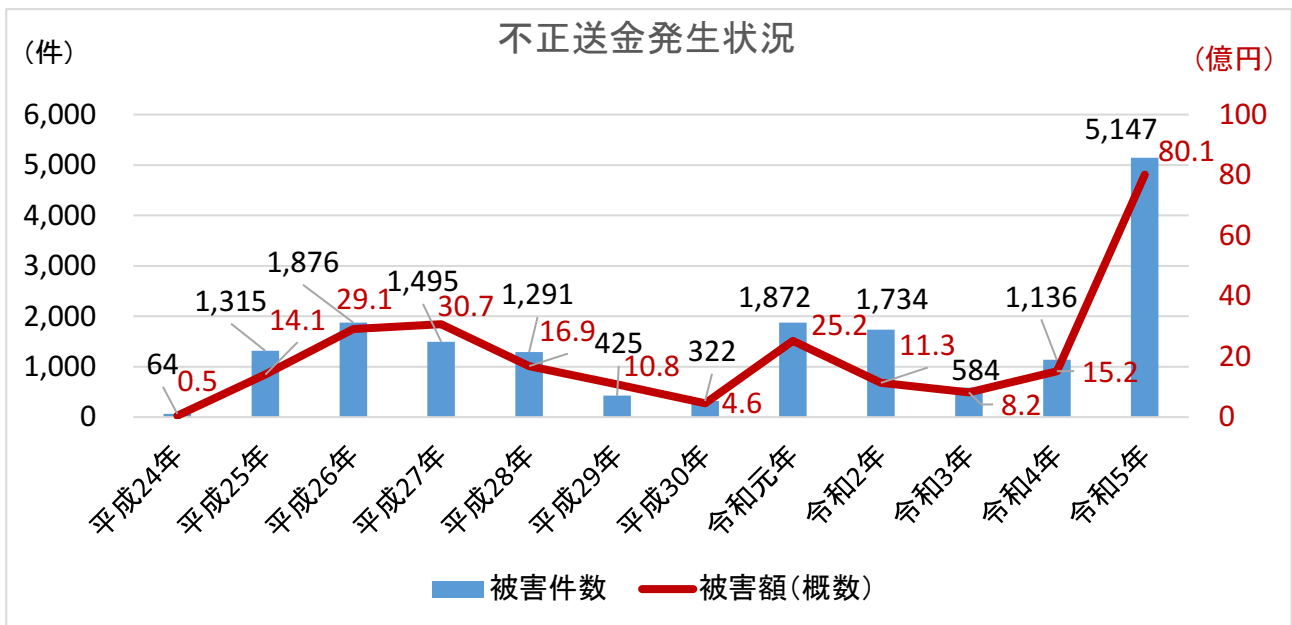


フィッシングによるものとみられるインターネットバンキングに係る不正送金被害の急増について（注意喚起）

令和5年4月及び8月にインターネットバンキングに係る不正送金事犯による被害急増に関する注意喚起を実施するとともに、被害金融機関と連携し対策を講じているものの、その後も被害は拡大し続け、12月8日時点において、令和5年11月末における被害件数は5,147件、被害額は約80.1億円となり、いずれも過去最多を更新しています。

（平成24年から令和4年の数値は確定値、令和5年の数値は、同年12月8日時点における暫定値である。）



金融機関（銀行）を装ったフィッシングサイト（偽サイト）へ誘導する電子メールが多数確認されています。このような電子メールやSMSに記載されたリンクからアクセスした偽サイトにID及びワンタイムパスワード・乱数表等のパスワードを入力しないよう御注意ください。

また、警察庁ウェブサイト「フィッシング対策」において、被害防止対策や被害発生時の対処方法を公開していますので、併せて御参照ください。

【掲載場所等（警察庁ウェブサイト）】

「フィッシング対策」

<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/countermeasures/phishing.html>

（警察庁ウェブサイト→各部局から→サイバー警察局→フィッシング対策）

不正送金被害 過去最悪!!

年末年始は特に3メガバンクを
かたるフィッシングに注意!!

「不正アクセス」、「個人情報の確認」
「取引の停止」等のワードに注意!

※ 金融機関が、ID・パスワード等をSMS等
で問い合わせることはありません

※ 金融機関の「公式HP」「公式アプリ」から
正しい情報を確認してください



警察庁
National Police Agency

